

# 信用保証料率表

平成23年5月23日

(単位:年率%)

別表1-2

区分	制度名	信用保証料率(注1)									割引・割増料率の適用	連合会が提示した保証料率の項目も考慮しているもの	財政援助等の方法に変更がある場合	
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分				
特 別 保 険 に 係 る の	災害関連					0.85						有り(注2)		
	経営安定関連1~6号					0.85						有り(注2)		
	経営安定関連7~8号					0.75						有り(注2)		
	労働力確保関連					0.85						有り(注2)		
	中小小売商業関連					0.85						有り(注2)		
	商店街整備等支援関連					0.85						有り(注2)		
	特定商業集積整備関連					1.00						有り(注1)		
	伝統的工芸品支援関連					1.00						有り(注1)		
	輸入貨物流通促進関連					0.85						有り(注2)		
	特定製品輸入関連					0.85						有り(注2)		
	特定対内投資関連					0.85						有り(注2)		
	地域伝統芸能等関連					0.85						有り(注2)		
	流通業務効率化関連					0.85						有り(注2)		
	特定事業活動等関連					1.00						有り(注1)		
	エネルギー使用合理化事業活動関連					1.00						有り(注1)		
	小規模事業者支援関連					1.00						有り(注1)		
	研究開発等事業活動関連					1.35						有り(注1)		
	基盤的技術産業集積関連					0.85						有り(注2)		
	基盤的技術産業集積活性化支援関連					1.00						有り(注1)		
	中小企業集積関連					0.85						有り(注2)		
	中小企業集積活性化支援関連					1.00						有り(注1)		
	中心市街地商業等活性化関連					0.85						有り(注2)		
	中心市街地商業等活性化支援関連					0.85						有り(注2)		
	新事業創出関連					0.85						有り(注2)		
	創業等関連					0.85						有り(注2)		
	新事業分野開拓関連					0.85						有り(注2)		
	特定新技術事業活動関連					1.00						有り(注1)		
	地域新事業創出関連					0.85						有り(注2)		
	経営革新関連					0.85						有り(注2)		
	経営基盤強化関連					0.85						有り(注2)		
	経営資源活用関連					0.75						有り(注2)		
	経営資源再活用関連					0.85						有り(注2)		
	特定中小企業再生支援関連					1.25						有り(注2)		
	創業関連					0.65						有り(注2)		
	下請振興関連					0.56						有り(注2)		
	異分野連携新事業分野開拓関連					0.85						有り(注2)		
	特定研究開発等関連					0.85						有り(注1)		
	事業再生円滑化関連					1.76						有り(注1)		
	特定信用状関連		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注1)		
	農工商等連携事業関連						0.85					有り(注2)		
	農工商等連携事業関連(新事業開拓)						1.15					有り(注1)		
	農工商等連携事業関連(ABL)						0.68					有り(注2)		
	農工商等連携支援関連						1.15					有り(注1)		
	経営承継関連		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注1)		
	但し、特別小口に該当する場合						0.90					有り(注2)		
延滞保証料											3.65			

(※但し、経営安定の特別小口保証については0.85%・責任共有対象制度については対象除外)

【定性要因割引】

(注1)①中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者、または会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。

②担保の提供がある場合は、0.1%を基準とした割引を行う。

(注2)中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、または会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。